

国会請願署名・募金運動 全国キャンペーン

わたしたちは
「きょうされん」です

当会は、旧称を「共同作業所全国連絡会」と言い、障害のある人たちが「働く・活動する」事業所をはじめ、グループホーム、相談支援センターなど、約1,860カ所の事業所が会員となっています。わたしたちは、障害のある人たちの暮らしをゆたかにするための制度の拡充を求め、活動を続けています。

募金のお願い

いただいた募金は、本キャンペーンを展開するための費用や当会が運動をするための活動資金として有効に活用させていただきます

1 優生保護法の被害者 に対して、国は謝罪と 補償を



優生保護法による強制不妊手術や中絶手術の被害者は、約8万4,000人と言われています。法律によって心と身体に癒えることのない傷を負い、権利を侵害された被害者に対して、国による謝罪と補償を含む優生保護法問題の全面解決を早期にはかり、根強く残る優生思想をなくすために尽力することを求めます。

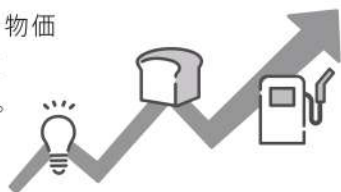
2 コロナ危機にあっても、 障害のある人の命と健康、 そして障害児者事業所を守って

コロナウイルスに感染しても入院できずに家庭や事業所で療養せざるを得ず、感染がさらに広がる事態が相次ぎました。また、事業所の報酬は日額払いのため、利用自粛や休所により減収が続き、感染対策のための費用の増大も事業所運営を圧迫しています。安定した運営ができるよう、運営にかかわる報酬（人件費・固定費）は月額払いにすることを求めます。



3 物価高から、障害の ある人の生活と 障害児者事業所を守って

物価高にも関わらず、障害基礎年金は引き下げられました。障害福祉を利用する際に、未だに利用料を負担している障害のある人や家族がいます。また、ガソリンや食料の高騰により、障害児者事業所の運営は厳しさを増しています。物価高に対する支援を、国の責任で行なうことを求めます。



4 障害のある人が 65歳をむかえても 障害福祉を使えるように

障害のある人が65歳になると、本人の意思に関わらず介護保険に移行させられ、費用負担が発生し、支援の時間や回数が減らされることがあります。必要な支援を自ら選んで、費用負担なく利用できることを求めます。



きょうされん



〒164-0011

東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館4F

TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299 Email zenkoku@kyosaren.or.jp

<https://www.kyosaren.or.jp/>

ホームページも

ご覧ください



とりくみ法人・事業所欄

障害福祉についての 法制度拡充を求める請願

衆議院議長様 参議院議長様

紹介議員

印

請願人代表氏名

請願人代表住所

(他 名)

【請願趣旨】

国連の障害者権利委員会は、日本の審査を踏まえて2022年9月9日に、日本政府に対して障害関連の法律・制度の大幅な見直しを迫る勧告を発表しました。主な点は障害の医学モデルから人権モデルへの転換、地域社会での自立生活に必要な法整備と予算措置、そして優生思想根絶のための法的措置などです。この勧告を踏まえて、国はすべての優生保護法被害者に対して責任ある謝罪と補償を行ない、この問題の全面解決を図ることが求められます。

またコロナウイルス感染拡大の長期化や尋常ではない物価高騰は、多くの障害のある人の生活を脅かし、障害福祉制度の欠陥を浮き彫りにしました。

障害のある人の暮らしや社会参加よりも財源問題を優先させようとする政策は、障害者権利委員会の勧告に背を向けるものと言わざるを得ません。障害のある人のいのちと人としての尊厳が守られることを切に願い、次の項目について請願します。

【請願項目】

1. 国は責任をもって優生保護法問題の全面解決を図り、優生思想をなくすことに力を尽くしてください。
2. 新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中、障害のある人の命と健康、そして障害児者事業所の安定した運営を守るために
 - (1) 障害のある人をはじめ、すべての国民がコロナに感染しても安心して医療にかかれるよう、医療体制の拡充を図ってください。
 - (2) コロナを原因とする利用自粛や休所による事業所の減収を国が補填すると共に、安定した事業所運営ができるよう運営にかかわる報酬(人件費・固定費)は月額払いとしてください。
 - (3) 地域活動支援センターへのコロナに対応する各種の給付について、障害者総合支援法に基づく個別給付事業と同じ取り扱いにしてください。
3. 物価高で大きな影響を受けている障害のある人の生活と、障害児者事業所の運営を守るために
 - (1) 障害基礎年金を増額するなど、障害のある人の所得保障策を講じてください。
 - (2) 障害者総合支援法にもとづく事業において、障害のある人と家族の自己負担をなくしてください。
 - (3) 物価高の影響を受けている障害児者事業所に対して、助成措置を講じてください。
4. 障害のある人が65歳になっても、必要な支援を自ら選んで、費用負担なく利用できるようにしてください。

募金にご協力ください

氏名(フルネーム)	住所(番地までご記入ください)
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

募金
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

◇ 署名は、ボールペンまたはサインペンでお願いします。 ◇ 住所は「同上」、「々」は使わず、番地までご記入ください。
※請願署名のとりくみは、「個人情報保護に関する法律」には抵触しません。また、署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。